

## 企業長が定める給水施設の構造等の基準

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程第 7 条の規定に基づき企業長が定める構造等の基準は、次の通りとする。なお、給水施設等の設計に当たっては、別に定める給水施設等設計要領によるものとする。

1. 給水施設等は、常時均等取水を基本とした計画であること。
2. 給水管の口径は、その使用条件を満たすものであること。
3. 給水施設等には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を直結させないこと。
4. 凍結、電蝕、衝撃、温度変化等により破損を生ずるおそれのある給水施設等の箇所には適当な防護の措置がとられていること。
5. 給水施設等は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ漏水又は汚水が混入するおそれのないものであること。
6. 給水施設等は、逆流及び工業用水の汚染を防止することができるものであること。
7. 給水施設等の設置場所は、その使用条件を満たすものであること。
8. 量水器は、正確に計量でき、耐久性があり、使用実態に適したものであること。
9. 量水器は、指示・積算・記録の各機能を有しているものであること。
10. 受水槽を設置すること。